

がん専門薬剤師制度 連携研修に係る概要・実施フロー

— 連携研修施設・研修予定者向け資料 —

日本医療薬学会事務局
2021年12月版
2022年10月改訂

連携研修の概要

連携施設は、常勤の指導薬剤師が在籍していないが、基幹施設と同様に研修が実施できる体制や機能等を備えている。連携研修者は、基幹施設の指導薬剤師から指導を受けながら連携施設で研修を行う。

基幹施設による研修指導

基幹施設に常勤する指導薬剤師は、連携研修者が難渋している症例への介入アドバイス、症例の書き方、学会発表、論文作成などの指導を行う

指導薬剤師は、月に1～2回程度、対面指導、Webを介した対面指導、メールによる指導を行う。（メールのみでの指導は不可）



連携施設における研修

連携施設に常勤するがん専門薬剤師等は、連携研修者に研修コアカリキュラムに従った指導を行う

連携研修者は、基幹施設での指導を受けるために、月に1～2回程度、基幹施設に出向くか又はWebを介した対面指導、メールによる指導を受ける。
※基幹施設に出向いて研修を受けることは必須ではない。

連携研修手順のステップ

基幹施設への研修者受入の調整から施設認定取得、契約の締結まで

手 順	基幹施設	連携施設	学会事務局
①研修者の受入依頼	←	→	
②研修者の受入内諾・連携研修に係る諸条件の確認	←	→	
③研修施設（連携施設）新規申請・認定取得		←	→
④連携研修届の提出		→	
⑤連携研修契約書・覚書の整備	←	→	
⑥連携研修契約書・覚書（案）の提出		→	
⑦（学会チェック後）契約書・覚書に記名捺印・送付	←	→	
⑧連携研修料請求書発行		←	
⑨連携研修料納入		→	
⑩契約書・覚書に記名捺印・送付	→	→	
⑪連携研修料請求書発行	→	→	
⑫連携研修料支払い	←	→	

連携研修のフロー（全体像）



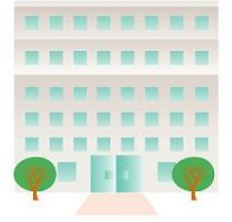
研修施設
基幹施設

① 研修者の受入依頼

② 研修者の受入内諾・連携研修に係る諸条件の確認

⑤ 連携研修契約書・覚書の整備

⑦ (学会チェック後の)契約書・覚書に記名捺印し送付



研修施設
連携施設

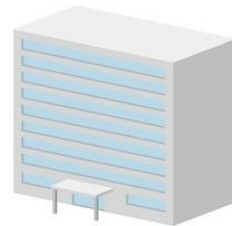
※ 連携研修のフロー（Part 1）を参照

⑩ 契約書・覚書に記名捺印し送付

⑪ 連携研修料請求書発行

⑫ 連携研修料支払い

※ 連携研修フロー（Part 3）を参照



医療薬学会 事務局

③ 研修施設（連携施設）新規申請・認定取得

④ 連携研修届の提出

⑥ 連携研修契約書・覚書（案）提出

⑧ 連携研修料請求書発行

⑨ 連携研修料納入

※ 連携研修フロー（Part 2）を参照

注) ①～⑫は、手順を示しています。
原則として、これらの番号順にフローが進みます。

連携研修フロー (Part1)

① 研修者の受入依頼

連携研修の申し出、研修者の受入依頼を行う

② 研修者の受入内諾・連携研修に係る諸条件の確認

- ・研修スケジュールの確認 (開始日、期間・日程・頻度等)
- ・研修方法・内容等の確認 (Web・実地、研修の方針・対象・内容等)
- ・連絡方法の確認
(基幹施設の窓口連絡担当者、指導薬剤師、研修担当者等)
- ・問題発生時の解決方法
- ・個人情報、診療情報の保護の取扱い
- ・指導薬剤師の退職、異動の見込み
- ・その他



研修施設
基幹施設



研修施設
連携施設

⑤ 連携研修契約書・覚書の整備

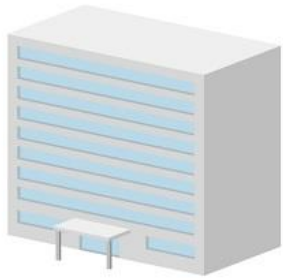
- ・連携研修届出書の作成
- ・連携研修契約の締結の事前準備
(基幹施設・連携施設間での合意に基づき、所定の書式を基に契約書及び覚書を整備した後、両書式のファイルを学会事務局に送付しチェックを受ける、不明な点は学会事務局に相談する)

⑦ (学会チェック後の)契約書・覚書に記名捺印し送付

契約書を2部、覚書を3部作成し、記名捺印する

注) 基幹施設と連携施設間のやり取りを示しているフローです。

連携研修フロー (Part2)



医療薬学会
事務局

③ 研修施設（連携施設）新規申請・認定取得

④ 連携研修届の提出

・連携研修届を作成し、提出する

⑥ 連携研修契約書・覚書（案）提出

・基幹施設・連携施設間での合意に基づき、所定の書式を基に契約書及び覚書を整備した後、両書式のファイルを学会事務局に送付しチェックを受ける

⑧ 連携研修料請求書発行

⑨ 連携研修料納入

納入期限：請求書受領日の翌月末日

* 契約書・覚書に記名捺印し返却



研修施設
連携施設

注) 連携施設と学会事務局間のやり取りを示しているフローです。

連携研修フロー (Part3)



研修施設
基幹施設

⑩ 契約書・覚書に記名捺印し送付



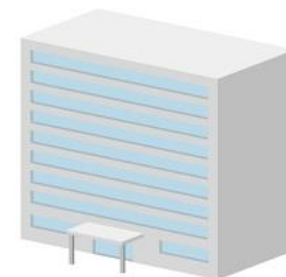
⑪ 連携研修料請求書発行



⑫ 連携研修料支払い



* 契約書・覚書に記名捺印し返却



医療薬学会
事務局

※本制度では、研修に関してはあくまで基幹施設・連携施設の二者間協議にて行っていただき、学会から基幹施設に研修の受入依頼は行っておりません。
従いまして、「**研修受入れに係る依頼書**」は原則**発行いたしません**。

注) 基幹施設と学会事務局間のやり取りを示しているフローです。